

日時：令和4年10月5日（水）14：40～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、小川委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第219回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「第2回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第2回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の結果について説明させていただきます。

資料1-1をお示しします。今回、第2回目となるG7ラウンドテーブル会合が先月の9月7日と8日の二日間、ドイツのデータ保護・プライバシー機関であるBfDIの主催により、ドイツのボンにおいて対面方式で開催されました。本ラウンドテーブル会合には各国の委員長級が参加し、当委員会からは丹野委員長が参加しました。

議題である執行協力・先端技術のほか、企業認証の枠組みといったDFFTの推進等について議論し、成果文書としてコミュニケが公表されました。

本資料下側にコミュニケの概要を記載しています。2021年のテーマである執行協力・先端技術、2022年のテーマであるDFFTに関連する五つのテーマとして、企業認証を含む越境データ移転ツール、プライバシー強化技術、データ最小化原則等、非識別化、AIガバナンス、そして今後のラウンドテーブル会合の在り方について言及されているところです。

2ページ目をお示しします。こちらにラウンドテーブル会合の様子などを撮影した写真をいくつか掲載させていただきました。

資料1-2をお示しします。こちらにラウンドテーブル会合の詳細を記載しております。冒頭部分には、先ほど申し上げた概要を記載しています。そして、1に本ラウンドテーブル会合の全体の構成を記載しています。本会合は（1）の公開形式のオープンセッションと（2）のクローズドセッションの二つで構成され、オープンセッションでは、ドイツ連邦カルテル庁、EDPS、OECD及び民間団体といった関係機関による基調講演が実施されました。

クローズドセッションは、先ほど説明いたしましたコミュニケと対応しており、昨年2021

年のテーマである執行協力と先端技術、2022年のテーマである企業認証の枠組みなどの五つのD F F Tに関するトピックについて発表・議論が行われたほか、成果文書であるコミュニケのドラフティングやG 7ラウンドテーブル会合の将来の在り方について議論が行われました。

続けて、2に当委員会が行った主な発言の概要を5点記載しています。

1点目として、丹野委員長が、D F F T推進に向けた取組の一つである、O E C Dにおける「信頼のある法執行及び国家安全保障目的のガバメントアクセスに関する高次原則」の策定に向けた取組に対して支持を表明しました。

2点目として、2021年のテーマに関するセッションにおいて、執行協力作業部会を主催した当委員会事務局からその結果を報告しました。

3点目として、2022年のテーマに関するセッションにおいて、丹野委員長が企業認証の枠組みについて発表し、我が国を含む七つのエコノミーが4月に公表したグローバル越境プライバシールール（C B P R）フォーラム設立に向けた宣言に言及する、企業認証の枠組みの優位性や企業認証制度の相互承認に向けた取組の必要性を訴えるなどのコメントをしました。

4点目として、G 7ラウンドテーブル会合の将来の在り方に関するセッションにおいて、丹野委員長が、実務家レベルの作業部会を継続する必要性などについてコメントしたほか、G 7として対外的なメッセージを出すことがラウンドテーブル会合に求められる機能であり、G 7の中で議論を閉じてしまわないように注意が必要である旨をコメントしました。

また、各国が発表した2021年及び2022年のテーマを整理・統合すべく、三つのトピック、具体的には、執行協力、先端技術及びD F F Tに分類して議論することを提案したところ、多くの国から賛同が得られました。

5点目として、次回のラウンドテーブル会合の主催者として丹野委員長から、2023年に開催する第3回会合では、G 7各国のほか、関係する国際機関を招待する予定であること、また、一般の方も参加可能な公開のサイドイベントとして講演会を併せて開催することとし、アカデミア・産業界からも招待したい旨など、その展望について発表しました。

最後に、3と4に記載のとおり、以上の本会合の成果を取りまとめる形でコミュニケが採択されました。このコミュニケの中では、来年、当委員会を議長とし、ラウンドテーブル会合を開催すること、行動計画を作成するため実務家レベルでの取組を継続することが合意されました。

その英語版を資料1－3、仮訳を資料1－4として併せて提出しております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ただいまの説明にありましたように、来年は、当委員会がG 7ラウンドテーブル会合を

主催することとなりますが、今回、私自身が初の対面方式による開催となった第2回のラウンドテーブル会合に参加いたしまして、G7各国のデータ保護・プライバシー機関の委員長級の皆様と直接人間関係を築けたことは、来年の日本開催に向けたよい素地を培うことにつながったと思っております。

また、各国が発表した数多くのテーマについて、日本から整理・統合の必要性を訴えて具体的な提案を行ったところ、各国からその方向で賛同を得ることができたのは、対面だからこそその成果だと実感いたしました。

来年、委員会・事務局が一丸となってG7ラウンドテーブル会合の主催を成功させることで、日本のプレゼンスを高めるとともに、G7各国との協力関係を一層深めていきたいと考えております。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり公表したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務）の全項目評価書について」ですが、当該議案につきましては、藤原委員は地方公共団体情報システム機構の代表者会議の委員を務めておられ、梶田委員は同機構の経営審議委員会の委員を務めておられることから、個人情報保護委員会議事運営規程第11条の規定に基づき、御退席をお願いいたします。

（藤原委員・梶田委員退席）

○丹野委員長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、地方公共団体情報システム機構から、「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」の全項目評価書が提出されましたので、概要を説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から審査結果を説明させていただき、承認するか否かの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料2-1に基づいて、全項目評価書の概要を説明します。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、3ページから5ページの「②事務の内容」を御覧ください。本機構が特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、個人番号の生成・通知等を行う「個人番号の生成・通知に係る事務」、本人確認情報の更新や市町村長等への本人確認情報の提供等を行う「本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」、

個人番号カードの交付申請受付・発行・市町村への送付等を行う「個人番号カードに係る事務」、附票本人確認情報の更新や市町村長等への附票本人確認情報の提供等を行う「附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」の四つが記載されています。このうち、今回追加される事務は「附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」です。

新たに追加される事務の内容は、4ページ中段のとおり、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、氏名、住所、生年月日、性別の4情報、住民票コード等から構成される「機構保存附票本人確認情報ファイル」の作成や、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて行う個人番号の提供などを実施するものです。

続いて、今回追記した主なリスク対策を御説明させていただきます。事務の追加に伴い、機構保存附票本人確認情報の入手・使用に係るリスク対策等が追記されています。

まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。59ページ中段の「リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク」を御覧ください。附票本人確認情報の更新の際に論理チェックを行う仕組みとすること等が記載されています。

続いて、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。60ページ中段の「目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。附票全国サーバと住基全国サーバ間のアクセスは、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められ、行政機関等からの求めに応じ個人番号を入手する場合に限ること、目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報データベースとは別の一時保存領域で処理すること等が記載されています。

続いて、特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策です。63ページ上段の「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。外部記録媒体による情報の受渡し時には、業務時間内に施錠可能なケースに格納して運搬した上で、複数人の立会いの下で受渡しを行い、受渡簿等に相手が署名した受渡しの記録を残すこと等が記載されています。

中段の「リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」を御覧ください。媒体での提供時には顔写真入りの身分証明書の提示を求め、本人確認を行っていること等が記載されています。

最後に、65ページ下段の「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」を御覧ください。障害発生等により提供先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の後、特定個人情報をシステムで自動判別し消去すること、媒体による提供の場合には、書き込み後のデータを作業チェックリストに基づき、月次で手動で消去すること、消去されたデータは復元できないことが記載されています。

評価書の概要説明については、以上です。

続いて、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料2-2に基づき、事務局による審査結果を説明させていただきます。

まず、目次中「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れ

やシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等の各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、32ページを御覧ください。先ほどの概要説明でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、本籍地市町村長から附票本人確認情報を入手する際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査しており、問題は認められませんでした。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、市町村長、国の機関等に機構保存附票本人確認情報を提供する際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査しており、問題は認められませんでした。

続いて、33ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策については、特に特定個人情報を外部記録媒体で提供する際のリスク対策を確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

審査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認いただければ、地方公共団体情報システム機構に対して委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 地方公共団体情報システム機構による機構保存附票本人確認情報の提供等に関して、当委員会において保護評価書の審査を実施することの重要性、そして、同機構における安全管理対策の重要性についてコメントを述べたいと思います。

今般、保護評価の対象となっているのは、住民基本台帳法第30条の42第4項に規定される機構保存附票本人確認情報と併せて個人番号を提供する事務ですが、機構保存附票本人確認情報は、同法第30条の41の規定のとおり、住民票と戸籍を連携させる「戸籍の附票」の記載事項を基としています。

戸籍に関連する情報は重要な情報であり、それを含む特定個人情報を使用する事務においては、評価実施機関が確実にリスク対策を実行するとともに、委員会にて適切な審査を行うことにより、引き続き保護評価制度を担保していくことが重要であると考えます。

また、地方公共団体情報システム機構は、従来から大量の特定個人情報を電子媒体で提供する事務を行っており、今回対象となった事務においても電子媒体での提供を行うことがあるため、このような点も含め、引き続き特定個人情報の取扱いについて、マイナンバーガイドライン等にのっとり、確実にリスク対策を実行していただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「関東ITソフトウェア健康保険組合（関東ITソフトウェア健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について」です。

本議題については、先ほど御退席いただいた藤原委員、梶田委員にお席にお戻りいただきたいと思います。

（藤原委員・梶田委員着席）

○丹野委員長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、関東ITソフトウェア健康保険組合から、「関東ITソフトウェア健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務」の全項目評価書が提出されましたので、概要を説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について事務局から審査結果を説明させていただき、承認するか否かの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料3-1に基づいて、全項目評価書の概要を説明します。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、8ページから11ページの「（別添1）事務の内容」を御覧ください。同健康保険組合が特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、加入者への保険給付等に適用する資格関係情報等を取り扱う「適用事務」、加入者への給付決定に係る「給付事務」、保険料等の徴収に係る「徴収事務」の三つが記載され

ています。今回、これら全てに新たな事業が追加されます。

新たに追加される事務の内容としては、11ページの「# 1 <給付金・還付金等の振込事務について>」のとおり、給付金・還付金等の支給に際して、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムで、デジタル庁より当該被保険者の公金受取口座情報を取得し、振込処理を行うものでございます。

続いて、今回追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。事務の追加に伴い、特定個人情報である公金受取口座情報の使用に係るリスク対策等が追記等されています。

まず、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。28ページ下段の「ユーザ認証の管理」を御覧ください。アクセス権限を付与するシステム利用者については最小限に限定すること等が記載されております。

続いて、29ページ下段の「アクセス権限の管理」を御覧ください。事務の目的を超えて公金受取口座情報等が利用できないように、公金受取口座情報等に不必要な情報が紐付かないように制御すること等が記載されています。

続いて、30ページ上段の「特定個人情報の使用の記録」を御覧ください。操作ログについては一定期間保管し、不正アクセス等が疑われるときに点検・追跡できるようにすること等が記載されています。

続いて、31ページ上段の「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」を御覧ください。電子記録媒体等に複製を行う場合には、事前に管理者の承認を得て利用記録等を管理簿に記載し、返却された電子記録媒体等を管理者が確認して、施錠保管すること等が記載されています。

次に、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策についてです。

35ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。委託先である社会保険診療報酬支払基金の職員が情報照会依頼等を行う際の、ログイン時の職員認証、操作ログを中間サーバ等で記録すること、給付金の申請書の受取口座情報の記載欄に、公金受取口座情報の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、利用希望が確認された場合に限り当該情報を照会すること、チェック欄で利用希望が確認された場合に限り照会する仕組みについては、書類の記載内容を健保業務システムに登録の際の職員のチェック、及び事務所管課の上長の決裁時のチェック、並びに利用希望があった加入者のみを照会する仕組みの構築を行うこと、加入者の本意ではない情報連携を防ぐため、公金受取口座制度の趣旨及び事務での利用方法をホームページ及び申請書様式に記載すること等が記載されています。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策です。38ページ下段の「⑥技術的対策」を御覧ください。基幹システムで保管する「個人番号管理ファイル」については、暗号化処理を行うこと等が記載されています。

続いて、40ページ下段の「リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリ

スク」を御覧ください。給付金申請の際に公金受取口座情報の利用希望があった場合には、その都度情報照会をして更新すること、公金受取口座情報については、常に最新の情報連携で取得した情報のみ保管すること等が記載されています。

評価書の概要説明については、以上です。

続いて、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料3-2に基づき、事務局による審査結果を説明させていただきます。

まず、目次中、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。先ほど、概要説明でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用する際のリスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査しており、問題は認められませんでした。

続いて、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として、4点を記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

審査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、関東ITソフトウェア健康保険組合に対して、委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いします。

○大島委員 委員会は、これまでも行政機関、独立行政法人等の公金受取口座の利用等に係る評価書を審査・承認してまいりました。民間事業者の評価書については、今回が初め

てになります。

今後も各健康保険組合において、公金受取口座の利用等に係る評価の再実施が行われることが想定されます。委員会として引き続き評価書を丁寧に審査することが肝要であると考えます。

また、公金受取口座の利用等の開始に伴い、特定個人情報を取り扱う機会が増えることから、関東ITソフトウェア健康保険組合においては、リスク対策を確実に実施していただきたいと考えております。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会とします。